

規律・フェアプレー委員会運営要綱

第1条 適用

この要綱は（公財）茨城県サッカー協会第1種委員会（以下本会という）の規律・フェアプレー委員会（以下委員会という）の運営について定めたものである。

第2条 任務と事業

本会に加盟したチーム、選手に対し、競技におけるフェアプレー尊重の徹底とアンフェアな行為の防止を図ると共に、本会の諸規程の遵守を徹底し、サッカー競技の発展と運営に期するものとする。

1. 懲罰処分管理全般
2. フェアプレーチーム賞の決定
3. 本会の主催する公式試合の視察
4. その他必要な事項

第3条

委員会は次の委員をもって組織する。

1. 責任者：1名（1種委員会委員長）
2. 委員：リーグ運営責任者、県知事杯運営責任者、全国クラブ選手権運営責任者、マスターズ運営責任者

第4条 懲罰基準

懲罰は（公財）日本サッカー協会懲罰規程に準拠する。

第5条 会議

1. 委員会は必要に応じて責任者が召集する。
2. 違反行為があった場合には「審判報告書」および「退場等にかかる報告書」等に基づき事実を精査したうえで、（公財）日本サッカー協会懲罰基準に準拠して委員会で協議して懲罰案を起案し、（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会に報告する。
※なお、協議形式は違反行為の内容に応じて【対面】【オンライン会議】【mail会議】【mail&

第6条 表彰

1. リーグ戦及びトーナメント大会においてフェアプレーチーム賞に該当するチームを表彰する。
2. フェアプレーチーム賞は下記事項の結果を基に委員会において該当チームの有無を決定する。
 - (1) 1試合当たりの反則ポイントが基準ポイント以下であること
 - ①リーグ戦：反則ポイント＝違反ポイントの合計点 ÷ 試合数

②トーナメント：反則ポイント＝違反ポイントの合計点 ÷ 試合数

(2) トーナメント大会は、準決勝まで進出していること

(3) チームマナー（ゲームマナー、ベンチマナー、規約類の遵守状況等）に優れていること

①リーグ戦：リーグ運営委員会の推薦結果

②トーナメント：委員会委員及び大会運営役員の視察結果

(4) 上記事項の結果から数チームまでを表彰の対象とする。

3. 違反ポイントの計算は下記の合計点とする。

(1) 警告1回：1点

(2) 退場1回：3点

(3) 出場停止1試合：3点

4. 基準ポイントは下記による。

基準ポイント＝ 0.75

(付 則)

1. 本規程は第 1 種委員会役員会の議決を経て改定することができる。

2. 本規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

3. 本規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

4. 本規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

5. 本規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

6. 本規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

7. 本規程は令和 6 年 7 月 25 日から施行する。